

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

船舶給油取扱所の技術上の基準の運用について

船舶給油取扱所に設けることとされている、危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備（危険物の規制に関する規則第26条の2第3項第3の2号）については、「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」（平成元年3月3日消防危第15号。以下「15号通知」という。）第6.7によりタンクの容量の区分に応じた量の油吸着材とし、適正な運用をお願いしているところですが、今般、油吸着材の吸着能力向上に伴い、油吸着材の性能も考慮した保有量とすることが適当と考えられることから、下記のとおりとします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 保有する油吸着材の量は、次の表の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

専用タンク又は貯蔵 タンクの容量の区分	タンク容量 30 kℓ 未満のもの	タンク容量 30 kℓ以上 1,000 kℓ未満のもの	タンク容量1,000 kℓ 以上のもの
吸着できる油の量	0.3 kℓ以上	1 kℓ以上	3 kℓ以上

第2 留意事項

油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達舶査第52号（昭和59年2月1日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

15号通知中第6.7に示す量の油吸着材を保有する場合は、本通知の表の区分に応じた量の油を吸着できる量の吸着剤を保有しているものとみなすことができる。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：安藤、妙中、明田

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534